

ノートルダム清心女子大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2017（平成29）年3月31日までとする。

II 総 評

一 理念・目的の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1886（明治19）年に設立した岡山女学校に淵源を持つ清心高等女学校を経て、1949（昭和24）年に新制大学として設置認可を受けて以来、岡山県岡山市で女子教育に専心し、カトリック信仰に基づく大学として発展してきた。1952（昭和27）年に、学芸学部を文学部、家政学部の2学部へ改組し、その後、学科の改組や大学院研究科の設置などを経て、現在は2学部（文学部、人間生活学部）、2研究科（文学研究科、人間生活学研究科）構成となっている。

教育理念をキリスト教精神に基づいて、「真なるもの・善なるもの・美なるものの追求」においた上で、「リベラル・アーツ・カレッジとしての性格をもち、教育・研究を通しての真の自由人の育成を志し、社会生活を遂行する手段を供するとともに、むしろそれ以上に生きることの意義をともに追究する」との使命を明確にしている。

また、「社会に対しても、世界に対しても開かれた大学」、「人々が真に求めるものにまなざしを向け、人々に奉仕する大学」および「宗教的情操を重んじる大学」の3つを、志向する基本的な到達目標として設定している。

1991（平成3）年には、3つの到達目標に基づき、貴大学が追求する「教養型大学」、「自立した女性の育成」、「人間中心主義」および「地域に開かれた大学」の「4つの視座」を設定し、さらに、2007（平成19）年にも現代の社会的背景のもと、「4つの視座」を「聖母マリアに倣う大学」、「知の全人的統合をめざすリベラル・アーツ大学」、「自立した人格を育成する大学」、「地域とともに歩む大学」、「学生の潜在能力を引き出す大学」および「自由で開かれた大学」の「6つの視座」に発展させ、より明確な理念の策定と実行を意図し続けている。

教育理念は学則や『学生便覧』にも明示されている。また、教育理念の根幹をなすキリスト教の精神を、文字・資料などによる周知だけではなく、年間行事や儀式によって学生や教職員、地域社会へ周知を図っている。特に授業の開始・終了時に立礼の習慣が維持されていることや、自覚をもった社会人を送り出すために、4年生に対し

て、1年間自覚と責任をもって過ごすための一連の式典と講演が設けられていることは、大きな特徴である。

二 自己点検・評価の体制

1994（平成6）年に「自己点検・自己評価委員会規則」を定め、同規則に基づき「自己点検・自己評価委員会」を設置している。その後、現在では「大学自己点検・評価小委員会」をはじめ、大学執行部、大学院、各学部などに関する8つの小委員会を設置し、点検・評価を行っている。

「大学自己点検・評価委員会」は、2007（平成19）年に、今後目指すべき中期目標を定めた『6つの視座と改革の方向について—大学自己点検・自己評価小委員会の報告—』を作成し、今回の自己点検・評価は同中期目標を受けて開始されている。

しかし、自己点検・評価の実質化と改善策の具体的な検討システムを充実すべく、模索が続けられている状況である。また、同委員会の活動において、自己点検・評価の結果がどのように改善に結びついたのかということが検証されておらず、さらに、自己点検・評価における客観性も十分に確保されていない。

総じて自己点検・評価の不断な活動が不十分であり、自己点検・評価の結果を検証するシステムが構築されていないので、評価結果を改善に結びつけるような明確な体制を確立することが望まれる。また、恒常的な自己点検・評価の実態を教職員間で理解できるように十分に情報を共有し、周知することが望まれる。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

2学部6学科および2研究科7専攻で構成され、学部の各学科と大学院の各専攻は、大学の理念・目的を踏まえて運営されている。

また、大学の附置研究所であるキリスト教文化研究所は、公開講座の開催や学生に対する各種の教育事業をとおして、貴大学独自の特色を打ち出すことに貢献をしてきた。大学附置センターである情報機器教育等支援センターは、情報機器を利用した教育・研究に活用されており、教育・研究上重要な役割を果たしている。

さらに、学部附置の研究所・センターがあり、たとえば文学部には、「語学教育センター」が、人間生活学部には「情報理学研究所」、「生活文化研究所」および「児童臨床研究所」が設置されている。

ただし、これらの組織は、活動目的や構成員なども大きく異なっており、それらの状況を踏まえて、今後は大学における位置づけを見直すなどの検討が望まれる。また、人間生活学部の附属研究所として設けられている研究所のうち、「情報理学研究所」および「生活文化研究所」は、研究科との連携が不十分であり、改善につながるよう検

討が望まれる。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

全学部

一般教養総合科目として、「キリスト教科目」、「教養科目」、「外国語科目」および「健康科目」が配されている。また、学生に幅広く深い教養および総合的判断力を培うことのできる能力を育成するよう、特に建学の精神に基づくキリスト教関係科目が、1年次・2年次の必修科目となっており、高い倫理観をもった人材を育成するよう配慮されている。

文学部

「人間を見つめる豊かな知性と感性とを涵養」という人材育成の目標に基づき、3学科で構成されているが、他学科履修の幅を広げ、リベラル・アーツを根幹とする学部教育の方向へ整備されつつある。

全体としてカリキュラムのバランスはとれており、また、導入的な科目をおき教育内容を整備し、個別の指導体制に基づく教育課程となっている。

また、各学科とも当該学部の理念・目的・教育目標を実現するための教育課程が編成され、その保持と改善に取り組もうとする姿勢がある。しかし、専攻、コースを横断する履修と専門性を深めるという教育課程が、学生1人ひとりに十分に理解されて運営が図られているか、学生の実際の履修状況を見ながら、検証を行うことが必要である。

人間生活学部

「知識の背後にある人格価値を知り、かつ他者の価値に共感できる感受性豊かな人材を育成する」という人材育成の目標に基づいた教育課程を編成しているが、人間生活学部の各学科は、いずれも資格取得を打ち出しており、特に食品栄養学科においては、学生は管理栄養士の資格取得で学科科目の履修にまったく余裕がなくなるという状況になっている。資格取得という学生のニーズに対応する一方、リベラル・アーツ教育とどう両立させるかは、導入教育や資格関係科目などとも関連させて、今後さらに追求すべきである。

また、学部・学科の垣根を越えて幅広く学修できる「開放科目」は、現状では現代社会学科と人間生活学科を除くと、学科専門科目のほか一部しか他学部・他学科の学生に開放されていない状況にある点は見直すことが望まれる。

さらに、カリキュラムの高・大接続においては、今般の学生の基礎学力の低下に伴

い、基礎学力を向上させるプログラムを設けるなどの検討を進める必要がある。

全研究科

今日の社会の急激な進展のなかで、各専門分野において、高度な専門的知識・能力を持つ研究者、職業人を養成することを目的にして、教育課程は構成されている。

しかし、博士後期課程への進学者が少なく、また実態は、大学から大学院への連結した教育課程が十全には機能していないことが今後の検討課題である。

社会人学生に対しては、長期履修制度が導入されているが、今後は昼夜開講制や土日開講制などの検討が望まれる。

文学研究科

各専攻における人材養成の目的が定められ、同目的に沿った教育課程が編成されている。学生は専攻する研究分野だけでなく、他の2研究分野からも4単位以上を修得し研究指導を受けることを規定している。

人間生活学研究科

博士後期課程である人間複合科学専攻は、修士課程である人間発達学専攻、食品栄養学専攻、人間生活学専攻との関係を含めて、一本化した研究科として、人材養成目的が教育課程に反映されるよう、具体的な検討が求められる。

また、学部、大学院それぞれにおいて求められる業績の調整に起因して、専任教員の後任人事、補充が円滑でないことから、未開講の科目が各専攻に生じており、速やかな対応が望まれる。

さらに、人間複合科学専攻では2006（平成18）年度から現在の教育課程を導入しているが、今後、当該教育課程の検証も望まれる。

（2）教育方法等

全学部

1979（昭和54）年から実施されている新入生合宿オリエンテーションには、新入生に対して、教員が中心となり、4年生をヘルパーとして配し、履修指導だけではなく、大学への帰属意識を高める場としている。また、在学生に対しても、教員がアドバイザーとなり、履修指導が組織的に実施されている。

年度初めに学生に配布されるシラバスについては、多少の精粗はあるものの、おおむね統一的に記述されている。しかし、成績評価の基準は、各授業のシラバス内に記載される事項として明示されているが、実習科目の成績評価の説明が講義科目のそれに比べて簡単である点は改善が望まれる。ただし、「成績評価の疑義に関する申し立て」

の制度を設けていることは評価できる。

さらに、2004（平成16）年度以降、全学的に統一した項目による授業評価も実施されているが、教員が指定した2科目にとどまり、全科目を対象としていない。加えて、集計結果は当該教員に知らされるのみであり、学生にも、教員相互にも公表されていないなど、組織的な取り組みが十全になされているとはいえない。また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動が学生の授業評価のみであり、その結果を検証するシステムが構築されていない点は検討が望まれる。

全研究科

大学院入学から修了まで、各段階で複数指導制がとられており、また、修士論文や博士論文の日常的な指導、および2年次に中間発表を設けて、研究の進捗状況を検証するなど、組織的に指導を行っている。

シラバスには個々の授業科目の授業概要、到達目標、成績評価基準および授業予定などがまとめられているが、多くの科目で授業予定の欄に「学生との相談できめ」と記入されており、授業計画が学生に明示されているとはいえないことから、授業の計画をあらかじめ明示するよう改善が望まれる。

また、2007（平成19）年度に「大学院FD等推進委員会」が設置され、FD活動の基礎資料とするために、大学院学生全員を対象にアンケート調査を行っているが、今後、調査結果を改善に生かすことができるよう、検討が望まれる。

なお、人間複合科学専攻における正研究指導担当教員のもとで、一つの研究課題を策定するとともに、副研究指導担当教員のもとで、それに関連するもう一つの研究課題を策定するという履修形式は、学生への負担が多くなるために制度の変更を余儀なくされているが、複数の教員による指導が行われる工夫について検討されることが望ましい。

（3）教育研究交流

貴大学は、教育理念・目的の中に「世界に対して開かれた大学」、「人びとに奉仕する大学」を志向しており、学生に関しては東アジアの3大学を含む12大学と留学協定を結んでいる。また教員に対しては「教員の海外研修（留学）に関する規定（内規）」を設けて、国際的な教育・研究交流に臨んでいる。

しかし、学生の交流実績や、教員の学術研究および教育の交流について実績がない。

大学院組織としての国際交流は、外国人留学生に門戸を開き入試体制も整えているが、人間生活学研究科においてはこれまで外国人留学生の受験実績がない。厳しい経済状況を踏まえながらも、さらなる国際交流の推進が望まれる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

全研究科

学位の授与方針と基準は、「学位規則」や「学位論文審査の判定基準に関する申合せ」などによって規定されている。また、学位授与基準や研究指導体制が明示され、論文審査は主査と副査からなる専門審査委員会で行われており、学位授与は適正に運用されている。

しかしながら、研究科博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、再入学などの手続きを経ず学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、「課程博士」として取り扱っていることは、適切ではない。2010（平成22）年に同取り扱いの申し合わせを廃止しているものの、課程制大学院の趣旨に留意して、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられる工夫や、その際の修学上の研究環境の整備などを併せて検討し、円滑な学位授与を行うよう、改善が望まれる。なお、今次申し合わせの廃止にともなって、在籍している学生などへの影響が考えられることから、関係者に対する説明などに留意されたい。

3 学生の受け入れ

貴大学における学生の受け入れは、学生の募集方法・入学者選抜方法、受け入れ方針、選抜方法、選抜基準の透明性および各学科のカリキュラムとの対応、各年の入試問題を検証する仕組みの導入、定員管理、編入学者・退学者などを包括した恒常的で系統的な検証の体制を整備している。また、受験生に対する説明責任については、入試広報部を中心として活動方針を策定し、広報用冊子、ホームページ、オープンキャンパス、高・大連携活動などを通して周知している。

しかし、文学部、人間生活学部ともに、指定校推薦入試において、2004（平成16）年度から2008（平成20）年度の間、年度によって入学生数が募集定員の2倍を超過している。さらに、人間生活学部の入学定員に対する入学者数比率（5年間平均）も、1.20と高く、文学部と人間生活学部児童学科の収容定員に対する在籍学生数比率もそれぞれ1.25、1.27と高いことから、改善が望まれる。

加えて、文学研究科修士課程、人間生活学研究科のいずれの専攻においても定員の充足率は低く、対応が求められる。

4 学生生活

経済的困難により、学修環境が十全ではない学生に対する奨学金として、「クビリー奨学金」、「ノートルダム奨学賞」、「ノートルダム育英財団奨学金」など、独自の奨学金制度を設けているが、「ノートルダム奨学賞」は過去10年間採用者がいないという状況については、対応が望まれる。

ハラスメントについては、「セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」を制定し、問題に対応する委員会や窓口を設けるなど組織的に取り組んでいる。2010（平成22）年にハラスメント全般の組織的対応に関する基本方策を決定していることから、同方策に基づき、組織的に取り組みを進めることが期待される。

また、就職指導を学務部キャリア・サポートセンターにおいて、専任職員による相談業務に積極的に取り組むなど、学生の就職支援活動を行うと同時に、教員に対するキャリアガイダンスを行っており、就職率の高さからも支援活動の有効性を評価できる。しかし、大学院学生については、学内における研究職就職支援を検討することが望まれる。

学生に対する相談体制は整備されており、学生係による防犯対策、消費者教育などの講演会を内容とした「一人暮らしの学生支援プログラム」は、独自の活動として評価できる。

5 研究環境

個人研究費と研究旅費が確保され、教員の国外研修、国内研修制度は設けられているものの、国際学術研究交流が派遣・受け入れとも2005（平成17）年以降行われておらず、また、研修制度の活用はなされていないことから、教員の研修促進や活発な国際交流を図る上で、規定上の研修資格の制限、研修期間中の担当講義の義務など、改めて当該制度設計の見直しを含めた検証が求められる。

さらに、外部資金の採択率はかなり低く、また、申請件数も少ないことから、今後、科学研究費補助金などの競争的資金の獲得を積極的に図る支援体制を整備するなど研究活動の活性化が必要である。

なお、提出された資料によると、人間生活学部・人間生活学研究科では、過去5年間の研究業績に関して、大方の教員において著書・論文、研究発表数などは一定の水準を維持しているが、審査のある学術雑誌への発表件数が少ない教員が、多く見受けられる。

6 社会貢献

建学の精神に基づいて、ボランティア精神の啓発・高揚につながる「ボランティア学Ⅰ～Ⅲ」を「全学共通科目」の教養科目として、また、「国際ボランティア論演習」をキリスト教文化研究所開講科目として両学部の教育課程に設け、社会との連携や交流に配慮している。特にマレーシア奉仕団の歴史のある活動は貴大学の特色となっている。

公開講座は、「女性ライフ講座」など同じ分野構成で、毎年5回開催されており、1講座あたりの受講者数は30名程度ではあるが、継続した形で運営されている。

また、「大学コンソーシアム岡山」に加盟し、社会人教育事業であるコミュニティー講座「吉備創生カレッジ」への参加などをおして、岡山周辺の社会人教育や地域活性化に尽力している。

さらに、大学の施設・設備を社会に開放し、地域の共同利用を積極的に進めており、教育、学術、文化、芸術、宗教などに関する事業であって建学の精神を損なわないものに限って使用を許可している。運動場、セミナーハウスも開放されており、スポーツ少年団、合宿研修で利用されている。

7 教員組織

各学部・学科の教員数は、大学設置基準上の必要専任教員数を満たしており、専任教員1人あたりの在籍学生数は、文学部では23.6名、人間生活学部では25.2名であり、相対的に少人数制を実現している。また、大学院研究科の専任教員は学部同様、適切に配置、運用されている。

さらに、教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きも整備され、規定された手順で運用されている。

しかしながら、専任教員の年齢構成について、年々改善が見られるものの、両学部において51～60歳の教員の全体に占める割合が高いことから、今後の教員採用計画などにおいて、全体のバランスをとるよう改善が望まれる。

8 事務組織

学長事務室、資料編纂室、学務部、保健センター、入試広報部、事務部および財務部があり、教育・研究活動を支援する上で、必要な事務組織を整備している。

また、事務職員の研修機会として、「SD等推進委員会」のもとでスタッフ・ディベロップメント（SD）研修会を開催し、教育・研究支援活動を円滑に実施するよう努めている。

多くの事務組織の長は専任教員がその任に当たっており、教学にかかわる企画・立案は、教員を中心とした各委員会で行われる一方、事務職員は「学務部学生係」「学務部教務係」を担い、教員の教学に関する企画や立案のための資料収集や作成業務を行っている。しかし、教育・研究活動を適切に支援していくためには、大学運営に関する事務職員の専門能力が必要であることから、事務組織の質量両面における充実が望まれる。

9 施設・設備

校地・校舎面積とも大学設置基準を大きく上回っており、主要施設の耐震補強も終了している。また、大学設置基準や栄養士法に定める養成施設の基準を満たした調理

学実習室をはじめ各種実習室も整備されており、学部・学科の理念・目的を達成するに十分な施設・設備を備えている。さらに、施設・設備や機器・備品を管理するための責任体制も整えられている。

学生用ラウンジやDOMUS（遠隔地学生支援室）などの学生の交流の場を提供しており、おおむねキャンパス・アメニティー、学生の生活の場は整備されている。

ただし、スロープや障がい者用トイレなどの施設・設備のバリアフリー化に対する取り組みは行われてはいるが、既設建物の構造上、全館のバリアフリー化には至っておらず、さらなる努力が望まれる。

また、パソコンの台数（181台）が学生数（2,309人）に対して少なく、2009（平成21）年9月より、情報機器室一室を増設し、パソコンの設置台数を39台増やしているものの、学生の学修環境の整備に向けて計画的な導入が望まれる。

10 図書・電子媒体等

図書館蔵書は31万冊を超え、リベラル・アーツ・カレッジの理念を具現化するよう、体系的な図書の整備がなされている。OPACによる蔵書検索や、GeNiiによる文献検索など、電子化による利用環境の整備も進んでいる。また、ILL（図書館相互協力）による国内外の大学との協力、岡山県大学図書館協議会などの相互協力協定参加図書館間を通じて、他の図書館とのネットワークを整備しており、学術情報システムの整備状況や国内外の大学との協力の状況は、受付件数や受付対応所要日数など、それぞれ全国平均値、私立大学平均値、規模別平均値を保持している。

書架は原則として開架式をとり、また、「特殊文庫」として黒川文庫、正宗敦夫文庫からなる古典籍5,000冊のコレクションも運営し、学術図書館としても機能している。さらに、学内LANの環境整備と併せ電子媒体での情報提供を実施している。

ただし、学外者の利用は卒業生、協定大学の学生などに限定されており、地域住民には開放されていない点は、女子大学としての特性を考慮しつつも検討を要する。また、現在、図書館は書庫、雑誌庫の収容能力が限界に達しており、利用のない学術雑誌の保存の適否の検討はもとより、紀要などの電子化も併せ、図書館の将来計画を検討することが望まれる。

11 管理運営

明文化された諸規程に従い、適切かつ公正に管理運営が行われている。

具体的には、全学的な審議機関として、教学部門と事務部門の代表者からなる「評議会」が毎月開催され、また学長の補佐機関として、学部長などから構成される「学長室会議」が設けられているなど、役割分担と連携は整えられている。

また、学長は、法人理事会で決定され、理事長によって任命されている。さらに、

学部長ならびに研究科長は、事前に学長室会議などの意向を踏まえ、学長からの推薦を受けて、法人理事会において決定し、学長が任命する。これらの選任手続きについては諸規程に定められている。

なお、学部教授会と学部長の連携・協力と機能分担は、適切に行われており、「大学院研究科委員会」は、1名を除き学部の教員の兼担からなっている。

1 2 財務

2006（平成 18）年度、2007（平成 19）年度の耐震補強工事による支出増の結果、2007（平成 19）年度以降、翌年度繰越消費支出超過に転じた。ただし、借入金はなく、施設の整備充実のため資金も引当資産化され、「要積立額に対する金融資産の充足率」は 100%を上回っており、健全な財政基盤の保持という目標は達成されている。中期財務計画が策定されているが、今後、既設校舎のバリアフリー化、学生用ラウンジ・食堂等の整備事業が課題とされているため、総合的な将来計画を踏まえた長期的な財務計画の立案が求められる。その際には、第 2 号基本金組入計画を含めた、消費収支のバランスのとれた財務計画を策定することが望まれる。

また、学生生徒等納付金以外の収入構造の多様化に努めることを目標とし、科学研究費補助金の応募件数の増加に取り組んでいるが、今後、申請支援体制の整備など、さらなる具体的な方策の検討が必要である。

少人数教育を重視しているため、人件費に係る財務比率は「文系複数学部を設置する私立大学」の平均に比べ高めに推移している。

また、教育研究経費比率は平均以下が続いており、教育・研究環境の充実度については恒常的な点検が望まれるが、財務比率の適正化という目標はおおよそ達成されている。

なお、監事および公認会計士による監査は適切かつ客観的に実施されており、監事による監査報告書では、学校法人の財産および業務執行に関する監査の状況が適切に示されている。しかしながら、経理規程で定められている内部監査は行われていない。昨今、内部監査の重要性が指摘されている状況を考慮し、早期に再開されたい。

1 3 情報公開・説明責任

1999（平成 11）年度の本協会による相互評価の結果および内容を冊子にして教職員に公開しているが、社会に公表されていないことから、学内における教職員に対する周知にとどまらず、今後ホームページなどによる社会への公表が望まれる。

学則には、「本学は、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」とあることから、自己点検・評価の結果を公表するような規程の運用が望まれる。

財務情報の公開については、刊行物とホームページにより行っているが、広報誌『ノートルダム清心女子大学 Bulletin』では資金収支計算書が掲載されている現状である。また、法人のホームページでは、小科目まで網羅し解説を付した財務三表と収支構成、財務関係比率の経年推移のほか、監査報告書、財産目録が掲載され公開に対する姿勢は評価できるが、掲載の計算書類は更新が遅れている。貴大学に対する的確な理解を得るためには、刊行物掲載の財務書類やその解説などの工夫、ホームページでは迅速な最新情報の掲載が望まれる。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 社会貢献

- 1) 建学の精神に基づき、ボランティア精神の啓発・高揚につながる関連科目を教養科目として両学部の教育課程に設け、社会との連携に配慮している。また、教務部の中に国際交流センターを設けて、1980（昭和 55）年以降、毎年継続されている、マレーシアにおける心身障がい者施設での奉仕活動（マレーシア奉仕団）を支援するなど、組織的に社会貢献を実施していることは評価できる。

二 助言

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) 両学部・研究科では、教員間でシラバスの記載に精粗がある。また、両学部では、成績評価方法について、実習科目の記載内容が簡略で具体的ではないものがあり、さらに、両研究科では、授業計画について、具体的に示されていないものも見受けられるので、改善が望まれる。
- 2) 両学部では、学生による授業評価は、教員が指定した 2 科目にとどまり、全科目を対象としていないこと、また、集計結果が当該教員のみ知らされるだけで、学生にも教員相互にも公表されていないので、授業評価結果が個々の授業の改善に資するように組織的な取り組みが望まれる。

(2) 教育研究交流

- 1) 両学部・研究科では、組織的に教育交流を実施する体制をとりながらも、外国人留学生の受験者数や教員の教育・研究上の交流などについて、具体的な実績がないことから、今後、国際交流の推進方策などの検討が望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 両学部ともに、推薦入試（指定校推薦入試、公募制推薦入試）において、2004（平成 16）年度から 2008（平成 20）年度の間、年度によって入学者数が募集定員の 2 倍を超過していることから、改善が望まれる。
- 2) 人間生活学部の入学定員に対する入学者数比率（5 年間平均）は、1.20 と高く、文学部と人間生活学部児童学科の収容定員に対する在籍学生数比率もそれぞれ 1.25、1.27 と高いことから、改善が望まれる。
- 3) 人間生活学研究科修士課程における収容定員に対する在籍学生数比率が 0.35 と低く、さらに、博士後期課程においても、文学研究科で 0.17、人間生活学研究科で 0.20 と低いことから、改善が望まれる。

3 研究環境

- 1) 国内外研修制度を設けているにも関わらず、国際学術研究交流が派遣・受け入れとも 2005（平成 17）年以降行われておらず、海外研修が活用されていない。また、提出された資料によると、科学研究費補助金ならびに競争的補助金の獲得実績の少なさなどに示されるように、研究活動が不活発である。研究活動の活性化に向けて、教員が十分な研究活動を行えるよう、研究環境の整備も含めて、検討が望まれる。

4 教員組織

- 1) 専任教員の年齢構成は、2008（平成 20）年度において、51～60 歳の教員が、文学部で 43.9%、人間生活学部で 51.0%であり、2009（平成 21）年度においてもそれぞれ 39.4%、41.5%と高いことから、今後の教員採用計画などにおいて、全体のバランスをとるよう改善が望まれる。

5 点検・評価

- 1) 大学・学部・研究科において、恒常的な自己点検・評価委員会の活動の実態が見られないことから、自己点検・評価の結果を改善に結びつける明確な体制を確立するとともに、教職員間で共有するための取り組みが望まれる。

6 情報公開・説明責任

- 1) 自己点検・評価結果が社会に公表されていないので、今後ホームページなどによる社会への公表が望まれる。

以 上

「ノートルダム清心女子大学に対する大学評価（認証評価）結果」について

貴大学より2009（平成21）年1月14日付文書にて、2009（平成21）年度の大学評価（認証評価）について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（ノートルダム清心女子大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の評価を担当する分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日はノートルダム清心女子大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月3日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月19日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「ノートルダム清心女子大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2013（平成25）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

ノートルダム清心女子大学資料1—ノートルダム清心女子大学提出資料一覧

ノートルダム清心女子大学資料2—ノートルダム清心女子大学に対する大学評価のスケジュール

ノートルダム清心女子大学提出資料一覧

調書

資料の種類	資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における点検・評価項目記載状況	

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	ノートルダム清心女子大学 入試ガイド2008 平成20年度(2008年度)入学試験要項 平成20年度(2008年度)姉妹校推薦入学試験要項 平成20年度(2008年度)カトリック校推薦入学試験要項 平成20年度(2008年度)指定校推薦入学試験要項 平成20年度(2008年度)社会人入学試験要項 平成20年度(2008年度)外国人留学生入学試験 平成20年度(2008年度)学士入学試験要項 平成20年度(2008年度)編入学試験要項・社会人編入学試験要項 平成20年度(2008年度)大学院学生募集要項 平成20年度(2008年度)大学院学内推薦選抜学生募集要項 平成20年度(2008年度)大学院外国人留学生選抜学生募集要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2008年度ノートルダム清心女子大学案内 日本語日本文学科 現代社会学科 人間生活学科 食品栄養学科 2008年大学紹介リーフレット 2008年度 キャンパスガイド ノートルダム清心女子大学 授業ガイド ミニブック
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法を具体的に理解する上で役立つもの	学生便覧 2008年度 開講科目一覧 授業案内 SYLLABUS 学生便覧・授業案内(シラバス)(大学院)
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	2008年度 授業時間割 2008年度ノートルダム清心女子大学大学院授業時間割
(5) 規程集	ノートルダム清心女子大学規程集
(6) 各種規程等一覧(抜粋)	
① 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	ノートルダム清心女子大学 学則 ノートルダム清心女子大学 大学院学則 ノートルダム清心女子大学 大学院文学研究科規則 ノートルダム清心女子大学 大学院人間生活学研究科規則 ノートルダム清心女子大学 学位規則
② 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	ノートルダム清心女子大学 評議会運営細則 ノートルダム清心女子大学 大学院委員会規則 学内機構 1 教授会 ノートルダム清心女子大学 文学部教授会細則 ノートルダム清心女子大学 文学部教授会申合せ ノートルダム清心女子大学 人間生活学部教授会細則 ノートルダム清心女子大学 人間生活学部教授会申合せ ノートルダム清心女子大学 教授会合同会議細則 ノートルダム清心女子大学 大学院研究科委員会規則 大学院研究科委員会の議長に関する申し合わせ
③ 教員人事関係規程等	ノートルダム清心女子大学 人事委員会運営規則 教員採用人事に関わる学科及び専攻等内の選考手順 について ノートルダム清心女子大学 助教規程

資料の種類	資料の名称
	ノートルダム清心女子大学 助手規程 ノートルダム清心女子大学 専任教員資格審査基準 ノートルダム清心女子大学 専任教員資格審査基準細則 ノートルダム清心女子大学 大学院担当教員資格審査内規 ノートルダム清心女子大学 外国人教員客員講師(常勤)に関する内規 外国人教員客員講師(常勤)に関する申合せ 定年規程第4条及び第5条に定める嘱託任用に関する申合せ ノートルダム清心女子大学 継続雇用に関する規則 ノートルダム清心女子大学 特別招聘教授規則 客員教授招へいに関する規程 客員教授の位置付けについて 客員教授派遣に関する規程 非常勤講師任用に関する規程(内規) 非常勤講師任用事務手順(学部・大学院)
④ 学長選出・罷免関係規程	学校法人ノートルダム清心学園 学長及び中・高等学校校長の選考並びに任期に関する規程
⑤ 自己点検・評価関係規程等	ノートルダム清心女子大学自己点検・自己評価委員会規則
⑥ ハラスメントの防止に関する規程等	ノートルダム清心女子大学 セクシュアル・ハラスメント防止のための基本方策 セクシュアル・ハラスメント人権被害対策委員会及びセクシュアル・ハラスメント人権被害調査委員会要項
⑦ 寄附行為	学校法人ノートルダム清心学園寄附行為
⑧ 理事会名簿	学校法人ノートルダム清心学園「役員名簿」
(7) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	6つの視座と改革の方向について 2007年度第1期 学生による授業評価アンケート集計結果 2007年度第2期 学生による授業評価アンケート集計結果 学生による授業評価アンケート集計結果(2004年度第2期(第1回)から2007年度第2期(第7回)までの推移) 大学院アンケート(2008年2月実施)結果について
(8) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	(児童臨床研究所) ・清心こころの相談室 (キリスト教文化研究所) ・実り豊かな日々のために ・ノートルダム清心女子大学 キリスト教文化研究所年報 第三十号
(9) 図書館利用ガイド等	図書館利用案内 ノートルダム清心女子大学附属図書館カレンダー
(10) ハラスメント防止に関するパンフレット	セクシュアル・ハラスメント 相談と対応の手引き
(11) 就職指導に関するパンフレット	キャリアサポートブック 2009
(12) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	学生相談室あんない
(13) その他	
(14) 財務関係書類	・計算書類(平成15-20年度)(各種内訳表、明細表を含む) ・監事監査報告書(平成15-20年度) ・公認会計士または監査法人の監査報告書(平成15-20年度) ・財務状況公開に関する資料(『ND BULLETIN』平成20年度) ・財務状況公開に関する資料(ノートルダム清心女子大学ホームページURLおよび写し)
(15) 寄附行為	学校法人ノートルダム清心学園寄附行為

ノートルダム清心女子大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2009年	1月14日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月3日	第8回大学評価委員会の開催（平成21年度大学評価における評価組織体制の確認）
	3月12日	臨時理事会の開催（平成21年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月10日	第9回大学評価委員会の開催（平成21年度大学評価のスケジュールの確認）
	4月24日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月18日	評価者研修セミナーの開催（平成21年度の評価の概要ならび
	～20日	に主査・委員が行う作業の説明）
	28日	
	～29日	
	5月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月3日	第2回大学財務評価分科会の開催
	～4日	
	8月28日	大学評価分科会第36群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月19日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月18日	第3回大学財務評価分科会の開催
	～19日	
	11月25日	第4回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	～26日	
	12月12日	第10回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	～13日	
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2010年	2月3日	第4回大学財務評価分科会の開催
	2月11日	第11回大学評価委員会の開催（大学から提示された意見を参

- ～12日 考に「評価結果」(委員会案)を修正し、「評価結果」(最終案)を作成)
- 2月19日 第456回理事会の開催(「評価結果」(最終案)を評議員会に上程することの了承)
- 3月12日 第103回評議員会、臨時理事会の開催(「評価結果」の承認)